

お知らせ

総合評価方式における評価基準の見直しについて

令和4年10月
山口県

1 変更点

地域の建設業者は「地域の守り手」として重要な役割を担っているという観点から、入札参加資格を管内（地域内）に限定する特別簡易型及び簡易型の土木一式工事について、「企業の地域精通度」をより適切に評価できるよう評価基準の表現を見直します。

「企業の地域精通度」の評価基準の見直し

地域の建設業者が、その地域の特性を把握したうえで、緊急時の施工体制を確保するためには、一定期間継続した企業活動が必要であると推察されることから、入札参加資格を発注事務所の管内（地域内）に限定する特別簡易型及び簡易型の土木一式工事について、以下のとおり評価基準の表現を見直します。

評価の細目	評価基準	評価点
企業の地域精通度 /地理的条件 (緊急時の施工体制)	【現行】 主たる営業所を <u>山口県内</u> に有する場合、又は工場を山口県内に有している場合 ↓ 【見直し後】 ※1 ※2 <u>管内（地域内）に過去3年以上継続</u> して主たる営業所がある	1
	その他	0

※1 管内（地域内）とは、入札参加資格において営業所等の所在地として設定した管内（地域内）をいう。

※2 過去3年以上継続とは、入札公告の3年前の同日以前からこの入札公告まで、本店所在地が入札参加資格で設定した管内（地域内）に継続して登記されていることをいう。

2 適用

令和4年12月1日以降、入札公告する工事から適用する。

3 その他

本店の所在地は、国税庁法人番号公表サイト等により確認するので、資料提出の必要はない。